

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社東京エネシス(法人番号6010401020680)
業者の住所 : 東京都中央区日本橋茅場町1-3-1
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年8月31日 から 令和8年10月30日 まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者の社員は、群馬県上野村が発注した村営住宅への太陽光発電設備設置工事の指名競争入札において、上野村の職員から非公表の設計金額を入手し、落札したとして、令和8年6月16日、群馬県警に公競売入札妨害の疑いで逮捕された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア(競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄) 付表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはアに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内